第１章　三豊市第２次環境基本計画と環境白書について

第１節　三豊市第２次環境基本計画の概要

１　三豊市第２次環境基本計画の役割と位置付け

三豊市第２次環境基本計画は、三豊市環境基本条例第８条の規定に基づき、令和２年３月に策定されたもので、国の「第五次環境基本計画」、県の「香川県環境基本計画」、その他法令や条例、上位計画など整合を図っています。

また、当該計画は本市のまちづくりのマスタープランである「三豊市第２次総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進する役割を有しています。

２　三豊市第２次環境基本計画の期間、対象及び目指す環境の将来像

（１）計画の期間

三豊市環境基本計画の計画期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間でしたが、平成 26 年度に計画の見直しを実施し、平成 26 年度から平成 30 年度までを計画期間として変更し、令和元年度に第２次環境基本計画を策定し、計画期間は、令和元年度から令和 10 年度の 10 年間としています。

（２）計画の対象範囲

三豊市第２次環境基本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

表 1-1-1　三豊市第２次環境基本計画で対象とする環境の範囲

分　野	対　　象
地　球　環　境	温室効果ガス、気候変動、エネルギー　など
資　源　循　環	廃棄物、資源、適正処理　など
生　活　環　境 自　然　環　境	大気質、水質、騒音、振動、森、川、海、動植物、景観　など
環　境　行　動	環境学習、環境教育、環境啓発、協働　など

（３）計画で目指す「望ましい環境像」

「望ましい環境像」とは、市民や事業者、行政が共通して思い描く、将来の市の環境の姿を示すキャッチフレーズで、次のとおりとします。

３　環境基本計画の進捗状況の点検・評価

三豊市第２次環境基本計画では、計画策定後には環境の現状を整理するとともに、後述する施策評価指標の達成状況をチェックして、計画の進捗状況の点検・評価を行うよう定めています。

次項で述べる三豊市環境白書は、これに基づき、環境の現状を整理するとともに、計画の点検・評価を行った結果を掲載したものです。

第２節　三豊市環境白書について

三豊市環境基本条例第９条では、市長は「環境の状況及び講じた施策に関する報告書」を作成し、これを公表することとなっています。この報告書が「三豊市環境白書」であり、前項で示した「環境基本計画の進捗状況の点検・評価」の結果を三豊市環境白書で記載します。

三豊市環境基本条例（第８条・第９条を抜粋）

（環境基本計画）

第８条　市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、三豊市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

２　環境基本計画は、市の自然的社会的文化的な特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　快適な環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ三豊市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（報告書の作成等）

第９条　市長は、毎年度、環境の状況及び講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。